

# 「包括外部監査の結果に関する報告及びこれに添えて提出する意見（平成13年2月19日）」の概要

## 第1 監査の概要

---

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

### 2. 監査の対象とした事件名

県立病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 3. 事件の選定理由

病院事業は県の最重要施策「健康・医療」の中心的事業のひとつであり、今後益々、質的重要性の高い事業になるものと考えられます。

また病院事業特別会計には毎年度一般会計から多額の支出(平成11年度 負担金3,988百万円、出資金913百万円)が行われていることから、財政支出の面からも病院事業は金額的重要性の高いものとなっています。

さらに、県立病院の「県立病院経営改善安定化推進計画」は平成13年度までとなっており、本年度中に外部監査人が病院事業について監査し、さらなる経営改善に関する提案をすることは適時的と考えられます。

以上の理由から、「県立病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」を特定の事件として選定しました。

### 4. 監査対象の機関

部 局 名	機 関 名
健康福祉環境部	健康政策課 岐阜病院 多治見病院 下呂温泉病院

### 5. 監査の着眼点

事業の管理

県立病院としての役割を果たしつつ、合理的・能率的な経営を行っているか

財務事務の執行

財務事務の執行が規則にしたがって効率的に処理されているか

## 2 事業の管理に関する監査の結果

### 1 監査の結果の総括

監査の結果、県立病院の経営に係る事業の管理は、おおむね合理的・能率的に行われていましたが、合理性の観点や、より一層経営を能率的に行うという観点から改善を検討すべき事項が一部見受けられました。以下に、主なものについて項目ごとに述べます。

### 2 繰出金

地方公営企業法の適用を受ける自治体病院においては、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については一般会計において負担すべきとされています。病院事業特別会計への繰出金は繰出基準という一定の繰出根拠と算定式にしたがって算定されていましたが、その算定式についていくつか検討する必要があると思われるところがありました。

#### 2.1 特殊医療増高分

特殊医療増高分(がん)の繰出金については、一定の人員に要する人件費をがんの治療に要する経費のうち診療収入をもって充てることができない金額としていますが、より合理的に算定する式を検討する必要があると考えます。

#### 2.2 看護婦増高分

医療法上必要とされる看護職員数を上回る看護職員は高度・特殊医療に要する職員として算定されていますが、より合理的に算定する式を検討する必要があると考えます。

#### 2.3 高度医療器械増高分および保守点検分

高度医療器械に関する経費のうちその収入をもって充てることができないと認められる額については繰出金が設定されていますが、今の算定式では、採算のとれている高度医療器械に対しても繰出金が出される可能性がありますので、より合理的に算定する式を検討する必要があると考えます。

### 3 高額医療機器

高額医療機器の収支計算においては、コストの根拠(単価、所要時間数等)の正確性を高めるとともに、各病院で共通の計算要領を策定したり情報交換を密に行うこと等により収支計算の正確性、客観性を高めることが望まれます。

### 4 部門別原価計算

部門別原価計算について事務量の増加を抑えつつも可能な限りより一層計算精度を向上させることにより、経営改善に資することが望まれます。

## 第3 財務事務の執行に関する監査の結果

### 1. 監査の結果の総括

監査の結果、県立病院の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていたが、若干のミスやより一層経済的・効率的に行うために改善を検討すべき事項が一部見受けられました。以下に、主なものについて項目ごとに述べます。

### 2. 診療収入

#### 2.1 診療収入の請求業務の管理について

請求業務の管理については、請求漏れの発生を自動的・網羅的に把握する手続とはなっていないので、管理手続について今後十分に整備運用する必要があります。

#### 2.2 未収金（患者自己負担分）の管理について

未収金の管理マニュアルが不備なので、今後整備していく必要があります。また、早期回収のための特別な対策実施も今後行っていく必要があります。

### 3. 棚卸資産

#### 3.1 医薬品

医薬品の数量管理は、麻薬や向精神薬等以外については、必ずしも十分に行われているとはいえません。今後、管理体制を十分に整備し、運営していく必要があります。

#### 3.2 診療材料

診療材料は全ての在庫を対象とした実地棚卸を実施していません。規定にしたがって、期末時の診療材料の実地棚卸は、全ての在庫について実施することが必要です。

### 4. 固定資産

固定資産台帳の計上額と貸借対照表の計上額について両者に差異が生じていますので修正が必要です。

器械備品については、既に現品は廃棄されていたものや、遊休化しているものが数点ありました。これらについては除却処理の検討等が必要です。

会計処理については、修繕費処理されたもののうち固定資産として計上すべきと思われるものが数点ありました。また、耐用年数が不相当と考えられるものが数点ありました。これらについては修正が必要です。

以上